

## 1 国有地などの取得等について

この問題は度々提案してきました。情報収集を行い、取得の機会を逃さないように提案します。

前々から提案してきた赤坂7丁目の都営赤坂台町アパート跡地は長年放置されていました。特別養護老人ホームなどに最適です。芝消防署跡地も、本庁と近く、使い勝手の良い土地です。筈小学校隣地にある日本郵便株式会社の旧西麻布住宅は、国家公務員共済組合連合会が所有しています。静かな環境で、学校用地としての活用が考えられます。解体後には売却するとのこと。情報収集をしっかりとやること。

麻布警察署跡地は、地下の解体が終わり次第、所管が財務局に移ると聞いています。時期を逃さないように情報収集をすること。

それぞれ区政運営にとっても貴重な土地です。取得することや、借地としての活用に向けて準備を進めること。

答弁を求めます。

【答弁】東京都が所有している赤坂七丁目の都営赤坂台町アパート跡地及び麻布警察署跡地の活用は決まっておりませんが、芝消防署跡地は、隣地の愛宕警察署と一体的な活用を検討していると聞いております。

筈小学校隣地の旧西麻布住宅跡地は、国家公務員共済組合連合会が、日本郵便株式会社に貸し付けており、用地の活用策は決まっていないと聞いております。区では、今後も引き続き、情報収集に努め、区の施設整備に適した用地取得や活用に向けて取り組んでまいります。

## 2 窓口の証明書発行の業務委託をやめることについて

2012年（平成24年）から区民課の窓口業務、戸籍謄本や戸籍の附票などの証明書発行業務を民間事業者へ委託しています。（平成24年度は芝・高輪支所、25年度から5支所に拡大）プロポーザルで業者を募集していますが、当初から同じ事業者へ委託しています。

この間、証明書発行を巡って、私どもに苦情が届いています。1種類の証明書発行に何度も他の職員に聞きに行った、必要ないことまで記入させられ

た、証明書をもらうまで40分かかった。戸籍謄本と戸籍の附票 2 通を取るのに、1 時間近く待たされた。委任状がなくても発行できるものにもかかわらず、委任状を求められた。必要のない証明書まで発行し、そのため、申請書の記入を求められた。というものです。

なぜ時間がかかったのか、情報の管理はどうなっているのか、戸籍という重要な個人情報をなぜ民間に委託しているのかなど、民間委託を初めて知った住民からは区と委託業者への不信が広がっています。住民からの苦情に対しても、委託業者からの聞き取りをそのまま伝えるだけで区としての責任が感じられません。

- 1 住民からの苦情に対し、事業者任せにせず区としても改善に取り組むこと
- 2 戸籍には出生や死亡、婚姻など最も大事な個人情報が記載されています。個人情報を扱う業務の民間委託はやめ、区直営に戻すこと。

答弁を求めます

【答弁】①区では、窓口でトラブルが生じた場合には、速やかにその経緯や状況を確認し、利用者の視点に立って解決策を考え、責任を持って問題解決に取り組んでおります。あわせて、委託事業者に対しては指導と助言を行い、再発防止に必要な措置を講じております。

また、委託事業者との月次の定例報告会や各地区総合支所での打合せにおいて、委託業務の実施状況、運営上の課題及びトラブル発生状況等を改めて確認し、質の高い区民サービスの提供を目指して業務改善に取り組んでおります。引き続き、適切な窓口業務に努めてまいります。

②区は、窓口業務委託において、個人情報の厳格な取扱いを徹底するため、委託事業者にプライバシーマークの取得を条件としているほか、港区情報安全対策指針の遵守義務などを明記し契約をしております。また、各システムのパスワードやアクセスログを適正に管理し、不正な情報閲覧ができないよう対策をとっております。さらに、港区情報安全対策指針に基づく情報セキュリティ研修への参加や委託事業者独自の研修実施など、重層的な対応も行ってまいります。区は、引き続き、委託事業者へ個人情報の適正な取扱いについての指導を徹底し、適切に証明書を発行してまいります。

- 3 生理用品を区有施設、小・中学校のトイレ(個室)に設置することについて

2021年3月「生理用品の無償配布を実現する会」を安齊和穂さんが一人で立ち上げ、瞬く間にSNSなどで共感が広がり、政府もコロナ貧困対策として予備費から約13億5千万円の交付を決定しました。全国で生理用品の配布の取り組みをしている自治体は581にのぼります。

「生理の貧困」とは経済的貧困だけが原因ではありません。DVやネグレクト、羞恥心から購入することが困難なケースもあります。残念なことに日本社会では生理は「恥ずかしいこと」という誤った認識が定着しています。SDGs（エスディージーズ）の目標5に掲げられている「ジェンダー平等」を達成するためにも女性の生理におけるあらゆる負担をみんなで共有、理解しあいともに考えることが大切です。

東京都は2021年9月より、都立学校全校254の女子トイレに生理用品を置くことを決めました。23区では千代田区、品川区、豊島区などで先進的に取り組まれています。

港区でも私たちの要望から10箇所の区有施設での配布が始まり、これまでに854袋（8月31日時点）が利用されています。7月からはエンジョイセレクト事業の商品に盛り込まれ、たいへん喜ばれています。

更なる支援として区立小中学校、区有施設の女子トイレ（個室）に生理用品を置くこと

答弁を求めます

【区長答弁】現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済的に困窮し、生理用品の調達が困難な女性を対象に、区有施設10か所の窓口で生理用品の配付を継続しております。さらに、7月からはエンジョイ・セレクト事業のカタログに生理用品を加え、必要とする方にお届けしております。区有施設のトイレに生理用品を設置することにつきましては、これまでのエンジョイ・セレクト事業や区有施設での配付実績を踏まえ、需要を把握し、今後の課題としてまいります。

【教育長答弁】教育委員会では、本年6月から7月までの1か月間の御成門小学校・御成門中学校での試行の結果を踏まえ、今月21日以降、順次、全ての小学校5、6年生と中学校全学年が生活するフロアの各トイレに生理用品を設置いたします。設置後は、使用状況等を各小・中学校から聞き取り、子どもたちにとって使いやすいものとなるよう工夫をまいります。

《再質問》

区有施設のトイレにおける生理用品設置について、貧困の問題だけでなく、女

性の負担を軽くするというジェンダー平等の観点からも、区が率先してトイレにおける生理用品の設置に取り組むべき。

#### 《区長答弁要旨》

これまでの取組などを通じて生理用品の設置における需要を把握しながら、子どもたちが利用する施設などを含め、設置の必要性、運用の内容について検討している。

#### 4 後期高齢者医療費窓口 2 割負担導入をやめるよう国に申し入れることについて

政府は2022年度から75歳以上の医療費窓口負担を原則1割から2割負担にしようとしています。単身者で年収200万円以上、夫婦世帯で320万円以上で約370万人が対象になります。

高齢者の窓口負担が増えると受診控えによる健康悪化が心配されます。厚労省の試算でも負担増による受診控えで医療給付費が年間1,050億円も減少することが分かっています。菅首相は導入に当たって、「現役世代の負担上昇を抑える」ためと説明していますが、現役労働者の保険料負担額は一人当たり年間350円、月30円の減にしかありません。高齢の親を支える現役世代にとっても負担増になります。一方で国や自治体の公費負担と事業主の保険料負担は大幅に減少します。

今回の法案には2割負担の対象は「政令で定める」としか書かれていません。高齢者の命と健康に関する大事なことを国会に諮ることもなく対象者を拡げることができるなど、多くの問題が指摘されています。

高齢者いじめの医療費窓口2割負担導入はやめるよう、国に申し入れること。

答弁を求めます。

【答弁】国は、団塊の世代が75歳以上となる来年度以降、後期高齢者の医療費の増加に伴う現役世代の負担上昇を抑えるため、窓口負担を見直しました。被保険者に対しては、1か月の負担増を3年間、最大でも3千円とする配慮措置も講じられており、区は、窓口負担の見直しを行わないよう国に申し入れることは考えておりませんが、引き続き適切な制度運営に努めてまいります。

#### 5 聴こえのバリアフリー、港区独自の補聴器支援を早急に実施すること

## について

補聴器購入補助は全国に広がっており（43自治体）、東京では23区中14区と利島村が実施しています。（台東区と港区が実施表明）  
補聴器助成については第2回定例会で区長は、「早期発見のための言語聴覚士による講座の開催、補聴器相談医や認定補聴器技能者と連携し、補聴器の購入前からアフターケアまでを支援する港区独自の助成制度を整備する」と答弁されました。

区議団ニュースを見たという区民から、「いつから実施するのですか」との問い合わせが来ています。

早急な支援を求めている区民の声に応えるべきです。

実施内容と実施時期を明確にすること。

答弁を求めます。

**【答弁】**区は、難聴の早期発見から、補聴器相談医の受診、補聴器購入時の認定補聴器技能者による調整やアフターケアまで継続して支援することができる内容の助成制度を来年4月から実施できるよう検討を進めているところです。

## 6 国民の権利としての生活保護行政の実施について

生活保護は国民の権利として、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と定められています。コロナ化の影響で生活が厳しくなった方が増えています。しかし、生活保護に関しては、根強い攻撃や偏見のため、どんなに生活が困窮しても生活保護だけは受けたくないと申請をためらう人は多いです。生活保護の改善を求めて、日本共産党の国会議員団が質問で取り上げてきました。昨年6月の参議院決算委員会で、コロナ危機にもかかわらず「水際作戦」で申請できない実態を告発した田村智子参議院議員の質問に当時の安倍首相は「文化的な生活を守る権利があるのでためらわずに申請してほしい」と答弁しました。

また、利用の大きな障壁となっている扶養照会については、今年1月の参議院予算委員会で小池晃参議院議員が、生活保護で親族に問い合わせる扶養照会が申請をためらう原因になっているとの質問に対し、田村厚労大臣は「扶養照会は法的な義務ではない」と答弁。

その答弁を受けて厚生労働省は、3月30日に「生活保護問答集の一部改

正」を行い、4月1日から適用されています。

今回の改正で、生活保護申請時に扶養照会を拒否する人の意向を尊重する事が示され、扶養照会を行うのは扶養が期待できると判断される人だけに行うと明記されたことは、国会での我が党の取り組みと全国の運動の大きな成果です。

- 1 扶養照会はやめるべきです。
- 2 今回の運用を周知徹底させることが重要です。そのためにも改正の内容を反映させた「生活保護のしおり」を早急に作成し、必要な人が権利として申請できるようにすべきです。
- 3 生活保護行政に関わる職員が今回の改正の趣旨を十分に理解し、この立場に立って住民に寄り添った対応をすべきです。そのための研修に力を入れるべきです。

それぞれについて答弁を求めます。

【答弁】①今回の生活保護問答集の一部改正では、生活保護申請者が借金や相続等で親族との関係が悪化した場合や、10年程度交流が途絶えたと思われる場合などは、扶養照会を行わなくても良いとする判断基準が明確化されました。

今後とも、生活保護を申請する区民の状況を丁寧に聞き取りながら、適切に制度を運用してまいります。

②区が作成している「生活保護のしおり」は、今回の扶養義務の取扱いの改正内容も含め、より分かりやすい内容となるよう見直し、本年12月に発行いたします。

③区は、これまで生活保護法の改正や運用の変更内容については、担当者会議などにおいて研修を行い、情報共有を図っております。

今後も、生活保護に関わる全職員が、法改正の内容を正しく理解した上で、区民の立場に立った丁寧な対応を行ってまいります。

## 7 待機児童ゼロ達成後の新たな課題について

港区は、2019年から3年続けて待機児童ゼロと発表しています。これは2017年に国が出した待機児童の定義によるものですが、除外されるものとして①保育園が決まらず求職活動を休止した場合、②育児休業を延長した場合、③単独園、特定の保育所のみ希望している人、④地方単独保育施設利用者（港区保育室、認証保育所）が含まれ、いわゆる『隠れ待機児』が存

在します。それゆえに今後も港区の保育環境の整備方針や計画を後退させてはなりません。

保護者が一番に求めているのは保育の質の向上であり、入園要件の改善です。令和4年度から、多胎児の場合に限り産前4か月からの入園が可能となりました。しかし、産後は変わらず出産日の翌日から数えて57日目の属する月末までです。「子ども子育て支援法」に盛り込まれているとのことですが、個々のケースに見合った区独自の支援が求められます。また、育児休業中に保育園を申し込む場合、入園する月中に復職することが条件になっています。育児休業の取得期間は2年、3年と伸びています。復職することなく第2子を妊娠するケースも多く、こういったケースに対応するよう、入園要件の改善が求められます。

区は今年(2021年)の2~3月に私立認可保育園、小規模保育事業所、等を運営している42事業者にヒアリングを実施しました。園庭の無い保育園が増えたことで、公園の混雑の為に遊び場の確保が難しくなっている深刻な実態が明らかになっています。高松中学校は敷地の一部を近隣保育園に開放しています。区内の小中学校のグラウンドの一部を子どもの遊び場として提供する、区立保育園の園庭で一緒に遊べるようにする等、早急に対策が必要です。こういった取り組みが保育の質の向上につながり、公立園と私立園の格差の解消になります。

ヒアリングの中で保育士確保のために大手人材紹介会社を經由し、採用1人当たり100万円ともいわれる紹介手数料がかかり、大きな負担となっていることが浮き彫りになりました。保育士確保のための支援は急務です。保育園の数だけを増やして待機児解消を目指す保育行政から、さらに前進し保育の質の向上、保育園の安定した運営に力を注ぐべきです。

- 1 出産を要件とする認定期間の産後部分の延長を国に求めるとともに、区独自の支援を行うこと
- 2 育児休業取得中の第2子妊娠に対応できるよう、申し込みの条件を改善すること。
- 3 私立認可保育園への特別助成の5年縛りをやめること
- 4 遊び場確保のため、区有施設の提供を進めること
- 5 保育士確保についての支援を行うこと

それぞれ答弁を求めます

**【答弁】**①区は、出産前の認定期間については、来年度から独自の支援として、多胎児について、出産事由の認定期間の始まりを、出産予定日の2か月前から4か月前とすることといたしました。

出産後の認定期間については、子ども・子育て支援法で定める期間が適切と考えております。引き続き、保護者の状況に応じた相談に丁寧に対応してまいります。

②保育園の利用については、子ども・子育て支援法で定める、子どものための教育・保育給付の支給要件が必要です。

育児休業中は、この支給要件に該当しないため、保育の必要性は認定されませんが、第2子以降の妊娠など、家庭や子育ての事情により保育を希望する場合は、保育園の一時保育や乳幼児一時預かり事業などを利用していただいております。

今後とも、育児休業期間中も安心した子育てができるよう、個々の事情に対応した子育て支援サービスを提供してまいります。

③区は、私立認可保育園に対して、国が定める運営費に加え、保育施設の建物賃借料補助や延長保育補助など、様々な補助制度により、きめ細かく支援をしております。

助成期間の5年間については、適切なものと考えておりますが、引き続き、私立認可保育園の定員の空き状況や収入状況を把握するなど、運営状況を注視してまいります。

④区では、園児の外遊び場の確保のため、園庭のない保育園に対して区立認可保育園の園庭などを提供し、保育環境の充実を図っております。

現在、一部の区立小・中学校で実施している日常の校庭などの開放について、実施状況や課題を把握するなど、校庭などの更なる活用について検討を進めております。

今後、教育委員会と協議を進めるとともに、国や東京都、民間事業者にも未活用地の情報提供を求めるなど、様々な手法を活用して、園児の外遊び場の確保に努めてまいります。

⑤区は、保育士等キャリアアップ補助により賃金改善を支援するとともに、保育従事職員宿舍借上げ支援では、東京都の補助額に区独自の上乘せを行うなど、私立認可保育園等の保育士の確保・定着に努めております。

私立認可保育園等運営事業者とのヒアリングの結果、事業者の保育士採用の負担に加え、港区での勤務を希望する保育士の多くが区外在住者であり、区内の保育園の情報を容易に取得できていないことが分かりました。

今後、保育士採用に係る事業者と保育士のマッチングの仕組みを構築するなど、事業者による円滑な保育士の確保を支援してまいります。

## 8 シルバーパスでゆりかもめに乗れるようにすることについて

台場のみなさんにとって、ゆりかもめやレインボーバスは日常生活になくってはならない足です。

台場以外の高齢者は、日常的に、「ちいばす」や都営交通（都バス・都営



地下鉄)をシルバーパスで利用でき、貴重な足になっています。

レインボーバス(台場シャトルバス)は「ちいばす」の乗車券で乗車できます。

高齢者の外出を支える足として、ゆりかもめでもシルバーパスが使えるようにすべきです。

答弁を求めます。

【答弁】シルバーパスをゆりかもめで利用できるようにするという要望につきましては、これまでも機会を捉え、シルバーパスの事業主体である東京都にも伝えてまいりました。

今回の要望につきましても、東京都に伝えてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

## 9 貸付け奨学金の返還免除について

コロナ禍の中、多くの企業、商店、飲食店等々、大変な状況に置かれています。倒産、店を閉めるところが続出しており、区内でも昨年4月から今年の6月まで飲食店の廃業届は2,636店舗(保健所に届けられた数)です。全国的にも多くの労働者が、休業や営業時間短縮の影響を受け、少なくない非正規労働者、特に「シフト制労働者」は休業支援が受けられず、困窮状態に突き落とされています。テレワーク、残業規制等で収入減になる人も増えています。

港区の奨学金を借りて返還中の方も同様です。現在、返還中の方が547人います。返還が滞っている人には、それなりの事情があるはずです。

滞納イコール督促状ではなく、勤め先がどうなっているのか、どういう事情で返還が滞っているのか、返済の見通しがあるのか等々、しっかりと把握して、条例や施行規則で定められている返還猶予や返還免除の対象にならないのか、相手の置かれている状況に応じた対応をすべきです。

答弁を求めます。

【答弁】奨学金の返還が困難な方に対しては、生活状況等の実情を把握し、返還の猶予や収入に見合った返還計画を策定するなど、職員が積極的に相談に応じています。

コロナ過において経済状況が悪化したことを踏まえ、昨年5月に返還中の497名の方に返還猶予の随時受付の案内を送付し、26名の方から申請があり、利用いただきました。

返還が困難な場合の免除の適用は、死亡や傷病など特別な理由に限定されますが、引き続き、返還が困難な方への柔軟できめ細かな対応に努めてまいります。